

令和元年7月24日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和元年7月24日(水)

午後2時00分

場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 副委員長の互選について
- 3 協議事件  
ごみ処理施設に係る公文書の取扱いについて
- 4 閉 会

~~~~~

出席者 (7名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	石橋	佳枝	委員	三鴨	秀文
委員	足田	法行	委員	幸本	元
委員	上原	二郎			

~~~~~

## 欠席者 (1名)

委員 秦 伊知郎

~~~~~

傍聴者 (1名)

議員 今城 雅子

~~~~~

## 説明のため出席した者

|                  |       |                     |        |
|------------------|-------|---------------------|--------|
| 副管理者 米子市副市長      | 伊澤 勇人 | 事務局長                | 神庭 千秋  |
| 事務局次長兼総務課長       | 三上 洋  | 事務局次長兼環境資源課長        | 隠樹 千佳良 |
| 事務局総務課長補佐        | 林原 昭夫 | 事務局環境資源課ごみ処理広域化推進室長 | 安野 武男  |
| 事務局環境資源課長補佐      | 小林 祥弘 | 事務局環境資源課長補佐         | 加藤 公教  |
| 事務局総務課企画情報担当課長補佐 | 柴田 康一 | 事務局環境資源課環境総務担当課長補佐  | 三原 剛   |
| 事務局環境資源課担当課長補佐   | 安田 憲  |                     |        |

~~~~~

事務局の職員

書記長

針田 智子 書記

堀尾 周作

~~~~~

### 1 開 会

[午後2時00分 開会]

○**中田委員長** それでは、これよりごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の委員会ではですね、先の7月12日に議会運営委員会が開かれまして、その委員会において、公文書の取り扱いについてのことが議題に供されました。その中でですね、組合における公文書の流出の疑いについてというところで、この部分について、組合に設置されているこの当委員会において更なる審議を行っていただくことということが、その議会運営委員会のほうで話し合われましたので、それを受けて皆さん方にお集まりいただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。したがって本日は、協議事件はその1件でございますが、案件につきまして、まず当局のほうから説明を受けたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それとですね、日南町議会選出の村上議員の任期満了、それから江府町議会選出の川上議員の辞職に伴い、新たに本日、この当特別委員会の委員に、日南町議会から山本議員、それから江府町議会から上原議員がそれぞれ選出されておりますので、御紹介させていただきます。

○**山本委員** 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○**上原委員** 江府町議会の上原です。よろしくお願ひします。

○**中田委員長** なお、協議入ります前に、先ほどちょっと申し上げましたけども、秦委員が本日欠席の連絡がありましたので、御報告したいと思います。

~~~~~

2 副委員長の互選

○**中田委員長** それでは早速ですが、日程2の副委員長の互選を行いたいと思います。まず、副委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○**三上事務局次長** 委員長。

○**中田委員長** 三上事務局次長。

○**三上事務局次長** 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長につきましては、この委員会において互選をするというふうに規定をされてはいますが、過去の例を申し上げますと、副委員長は町村議会選出の委員さんが務められているという経過がございます。

以上でございます。

○**中田委員長** ただいま事務局から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられたという経過があるという報告がございました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**中田委員長** 異議なしということでございますので、どなたか、町村議会選出の委員を副委員長に御推選いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。なければ、委員長のほうからということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**中田委員長** そうしますと、山本委員に副委員長をお願いしたいと思いますが、皆さん御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**中田委員長** それでは、山本委員を副委員長ということで御異議ないということですので、山本委員を副委員長の当選人とすることに決しました。それでは山本副委員長、一言御挨拶をよろしくお願いします。

○**山本副委員長** 失礼いたします。ただいま御推選をいただきました、日南町議会の山本でございます。よろしくお願いいいたします。本組合に出席をさせていただくのは初めてでございます。何分不勉強でございます。委員の皆様、そして職員の皆様の御指導いただきながら、充実した議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

~~~~~

### 3 協 議 事 件

○**中田委員長** それでは、日程3、協議事件に入ります。まず資料の確認をお願いいたします。

○**三上事務局次長** 委員長。

○**中田委員長** 三上事務局次長。

○**三上事務局次長** 資料でございますけれども、いずれも事前送付をさせていただいております。まず、一つ目でございますが、「組合文書の外部流出に関する報告について」というふうなタイトルをつけました本編でございます。これが2枚とじのものです。それから参考資料という形で、まず最初に参考資料1でございますが、これは今年の1月30日に全員協議会を開催いたしました際に説明をいたしました資料でございます。次に、参考資料2でございます。これは、きょうこの後、御説明をいたしますけれども、最初に組合から流出をいたしました文書の会議録でございます。平成20年2月6日に開催をされたものの会議録ということになっております。それから最後、参考資料3でございます。これも会議録でございますけれども、これは平成20年の1月22日付の会議録でございます。2回目に流出したものの内容でございます。資料2・資料3につきましては、いずれも本組合の情報

公開請求に基づき公開したものであるということになっておりますので、黒塗りをさせていただいたものを資料として配布をさせていただいております。以上でございます。

○**中田委員長** それでは事務局から説明を受け、その後、質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。では、「ごみ処理施設に関わる公文書の取り扱いについて」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

○**三上事務局次長** 委員長。

○**中田委員長** 三上事務局次長。

○**三上事務局次長** そういたしますと、ごみ処理施設に係る組合文書の外部流出に関する報告を申し上げます。資料のほうは本編の資料を御覧いただけたらと思ひます。まず、経過でございますけれども、1ページに経過を載せさせていただいておりますが、まず流出文書①でございますけれども、こちらにつきましては、1月30日に開催をさせていただきました全員協議会で一度御説明させていただいておりますので、要点のみ御報告をさせていただきたいというふうに考えております。昨年の12月の16日に開催をされましたけれども、下泉自治会を対象といたしました鳥取県産業廃棄物処理施設設置意見調整会議におきまして、流出文書①でございます。平成20年の2月26日の会議録でございますけれども、これがプロジェクターで映写をされていたことから、組合文書が外部に流出したということが発覚したものでございます。これを受けまして、12月の19日に鳥取県から本組合に対しまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく報告聴取ということがございました。概要につきましては、恐れ入ります。参考資料1のほうを御覧いただけますでしょうか。参考資料1の、1の「概要」でございます。環境プラント工業株式会社第1処分場について、運用開始当初の平成元年当時の廃棄物の処理に疑義が生じたことから、鳥取県より、廃掃法に基づく報告聴取と立ち入り検査を受け、鳥取県から現在のリサイクルプラザの維持管理状況の報告と、今後より一層法令を遵守し、適正な維持管理を行うよう勧告を受けたものでございます。恐れ入ります。裏面に2ページの3の「主な経過」を御覧いただけますでしょうか。(1)でございます。これが12月19日に鳥取県から報告聴取を受けましたけれども、その際に報告を求められた事項を記載しております。三つございます。一つ目が、最終処分場内での野焼きの実施の有無について、二つ目が、一般廃棄物の中での医療関係の廃棄物の有無、三つ目といたしまして、今の①②の行為が事実であった場合の対応状況、これについて報告するようにということでもございました。その下の(2)でございます。これに対しまして報告をいたしておりますが、まず①につきましては、処分場内での野焼きは実施はしてはおりませんが、処分場の運用当時に廃棄物の発酵熱によります発火現象があったということは確認をしております。②につきましては、医療関係の廃棄物を収集し、その埋め立てを行ったという事実はございませんでしたが、平成元年当時、施設の運用を開始した初期におきましては、十分な分別方法がまだ確立されてはおりませんでして、一般廃棄物の中に混入してはりました不適物、医療系の廃棄物も含まれてはったということでもございますけれども、それを全て除去できたということとは言えない状況だということを確認しております。それから三つ目でございます。三つ目につきましては、平成3年の廃棄物処理法の改正によりまして特別管理廃棄物が制度

化をされましたけれども、それ以前から不適物の混入対策のほうを実施をしております、第1処分場及び岸本中間処理場へ監視員を配置をした。それから構成市町村及び西部医師会などへ、医療廃棄物等の適正処理に関する依頼の送付を行ったと。それから平成2年の1月からでございますけれども、手選別設備を追加設置したということを、事実関係ということで鳥取県のほうに報告をしております。次に流出文書②でございます。恐れ入りますが、本編の資料のほうにお戻りをいただきまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらのほうから、最近流出をいたしました文書について説明をさせていただきますけれども、(1)の、外部流出が発覚をしました経過でございます。まず、今年の5月19日に開催をされました鳥取県の廃棄物処理施設の設置に係ります意見調整会議におきまして、参加者、これは地元住民というふう聞いておりますけれども、その方から、平成20年の1月22日の会議録に、現在の環境プラントの一般廃棄物処分場、これは第2最終処分場を指しておりますけれども、この水処理の面で「破綻をしているというふうにその会議録に書いてある」という発言がございました。さらに、6月12日でございますけれども、米子市の議会の6月定例会ですけれども、この各個質問の聴き取りにおきまして、土光議員さんのほうから米子市の職員さんのほうに、その聴き取りの資料ということで会議録の一部を貼り合わせたものと思われるコピーが出されまして、それを入手しましたことから本組合の文書が外部流出をしたということが認められたものでございます。なお、流出文書②につきましては、外部流出をしております文書の全文につきましては、現在までのところ確認ができておりません。(2)外部流出した文書の概要でございます。今のところでございますけれども、この会議録は、第2最終処分場における小堰堤の築堤の方法ですとか経費につきまして、業務委託先の環境プラント工業と本組合と話が折り合わなかったということで、双方のコンサルタントによります技術的な協議が行われたものでございまして、協議内容といたしましては、堰堤の底の部分の遮水方法につきまして遮水シートとする環境プラント工業側と、ベントナイト（遮水土）でございますけれども、これを主張します本組合との協議でございまして、双方のコンサルタントの技術者が工法の安全性ですとか危険性について論じたものでございます。この会議の打ち合せの協議結果といたしましては、特段の結論には至っておりませんが、会議を通じまして双方が安全安心な堰堤をつくるということの意思決定がされたというふうになったものでございます。(3)でございます。米子市議会での質問に対する事実関係について説明を申し上げたいと思います。3ページの今の「事実関係」のほうを御覧いただきたいと思っております。質問がありました内容のことでございますけれども、最終処分場の内部の水の貯留につきまして、本施設、これは第2最終処分場でございますけれども。第2最終処分場は旧基準の適用施設でございまして、処分場の内部に水の貯留を認められた施設でございます。平成10年にこの基準が改訂をされまして、新基準ということになっておりますけれども、新基準では、「処分場内部の水は速やかに水処理施設へ排出すること」ということにされました。この基準に新基準が適合していないことから、処分場の構造等を変更しない限り施設運営ができないというならば、この施設は破綻をしているということか、というやりとりが会議録の中でありましたけれども、その一部分に対して質問されたものというものでございます。この

基準省令、平成10年に改正されたものですが、これはこの中では、「新基準に適合させることが実態上困難な場合は適応しないこと」というふうにされておきまして、本処分場におきましては法的に問題はなく、また、施設の運営状況につきましては、当時から現在まで、雨が降ったときも含めましてですけども、処分場及び水処理施設は正常に機能をしているところでございます。(4)の「組合での内部調査の実施」でございます。本組合職員の本件への関与の事実を確認をいたしますために、流出文書①及び②につきまして内部調査を実施いたしました。これは2回目の内部調査ということになりますけれども、調査期間といたしましては6月の18日から27日まで行っておりまして、調査対象者は29名でございます。この29名は、この会議録が作成されました平成20年の当時からこのたびの文書流出が発覚するまでの間に、環境資源課のほうに在職をしておりました職員を対象とした人数でございます。内訳といたしましては、本組合の職員22名でございます。これは米子市からの派遣職員、もしくは米子に行ってる職員及び再任用職員を含んでおりますし、あと退職者、それから平成20年の事務打ち合わせが行われましたときに、その事務打ち合わせに出席をされました当時の米子市の担当職員さんも含めまして行っております。調査方法は対面によりまして聞き取り調査ということで実施をしたところでございます。調査結果につきましては、会議録作成時におけます外部関係者への情報提供ですとか、保存文書の外部への提供などについて事実確認を行ったところでございますけども、本組合職員の関与を裏づける証言ですとか、この流出に関します情報は残念ながら得ることはできておりません。3番といたしまして「警察への相談等」ということで、今後の対応について書かせていただいておりますけども、組合の文書が繰り返し流出したということが発生しましたこと、また、内部調査によりまして真相解明が非常に困難な状況にあるということ、また、不正行為によりまして文書流出の可能性も否定ができないということから、今月の9日に弁護士のほうに相談を行いまして、先週でございますけども18日に米子警察署の生活安全課、それから、当日は刑事第2課の方もいらっしゃいましたけれども、刑事告発を視野に入れました相談のほうを行わせていただきまして、この一連の事情説明を行ったところでございます。また、文書発送後の動きでございますけども、昨日におきましては、リサイクルプラザ、環境資源課が入ってます施設でございますけども、こちらにおきまして、米子警察署の御担当の方からの求めに応じまして、当時の文書管理の状況などについて説明をさせていただいたというような状況が読み取れるところでございます。説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

**○中田委員長** 事務局からの説明がございましたが、委員の皆さんから質問等があればお願いいたします。

**○三鴨委員** 委員長。

**○中田委員長** 三鴨委員。

**○三鴨委員** ちょっと質問に入る前に、委員長のほうにちょっとお聞きしたいんですけど。議運からの求めがあって、この特別委員会のほうで集中審議をということで来たというような形で伺いましたけれども、本日はこの特別委員会でどの程度まで議論を煮詰めていったらいいのかといったところが。一般的に文書流出ということであれば、そのところを煮詰めて

いくのであれば、ちょっとこの特別委員会というところがしっくりこなくて。ただ、今回、多分議運さんが求められているのは、どちらかというと、この文書の内容がたまたまこの特別委員会の内容に引っかかっているということでここに来たと思うんですけど。ただ、一般的にすると文書流出っていうところを議論することになるので、議会運営委員会に、こういう議論があったっていうお返しするということを前提に煮詰めていくのか、あるいは、きょう何らかの方向性をこの委員会で決着をつけて出していくのか、そのあたりの結論の出し方っていうのをちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

**○中田委員長** 答えになるのかどうかわかりませんが、私も実は議会運営委員会のほうで、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、この流出問題があった事件についてということで、これがごみに関する事だということで、それをごみ特別委員会があるからそちらのほうでもらったら、ということになったということお聞きしました。私もその公文書の管理一般としての公文書の扱いについてという話であれば、特別委員会が扱うというよりは、総務系の話としてやればいいんじゃないかというふうに思ったわけですけども。議運のほうでもこの問題が、先ほど言ったいろいろな経過の中で、ごみ問題とかかわる部分から発生している公文書の扱いだということ、せつかくこの特別委員会があるんで、という話でした。私も、これを開くにあたって事務局とも、当局のほうとも意見交換させていただきましたけれども、本日は委員さんが交代されて、これ前は全員協議会ですね、この内容についての説明がちょっとありましたけれども、それ以降交代された委員さんがいらっしゃいますので、あえて経過についてもきょう触れさせていただいた。ただし、本日の委員会は、開催したきょうの目的はですね、議会運営委員会からそういう話を受けて、ごみの処分場の内容のどうのこうのという話ではなくて、このごみ問題に関わる公文書が流出したということの先ほどの説明の最後にありましたけれども、繰り返し公文書が流出されているということは、確かに文書管理の話だとは思いますが、これがごみ問題にかかわるところでの関係者にかかわる部分のことということで、内部調査の限界というのがあるって、公文書の流出自体が不正行為による文書の流出の可能性があるので、その経過について説明をしていただいて、それで今後の対策をどう考えているのかという扱いですね。いわゆる流出事件といいたいまいしょうか、その文書が流出したことについての説明を受けて、その事柄について皆さんのほうから、先ほど説明の中では警察のほうに御相談したという話もありましたけれども、そこら辺について皆さんのほうから御意見を頂戴してですね、後で例えば議論を、これから特別委員会としてこの内容についてもっと深めるべきじゃないかというような話が出てくれば、またそれはそれで特別委員会の別な議題として、協議事件として扱うべきだと思っておりますが、本日は、公文書の流出事件の扱いについてどうするのかということで私が招集させていただいたということでございます。

**○石橋委員** いいですか。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そういう趣旨はわかりましたけれども、でもこれはやはり、この流出されたというこの文書の中で扱われている内容がやはり問題だと思います。なぜこういうことがあつ

たのかということについては、まず、ここに書かれている内容ですね。私は別ルートで内容は拝見しました。それをもとにして全員協議会で発言質問いたしました。知っておりますけれども、あの全員協議会の場におられた議員は、要はその内容を知られないわけですよ。情報公開を求めましたけれど、出てきたのは全くの黒塗りです。ほぼ中身がわかりません。これ、何でこれしか出せないんですか。よほど出したら困ることが内容にあるんですか。それやっぱりね、ごみの問題として大きなことだと思いますね。そのことと、その流出の問題は全然別ではないわけで、これがどういう形で出ていったっていうのは私も知りません。しかし、書かれている内容について県も認めているように、不適切なことがされていたということは県も認めているわけですよ。ですから、その問題を内部告発されたのだというふうには私は思いました。その内部告発をしなければならないような、この西部の地域のごみの問題についての大きなことなんだという認識から、この二つ目は私は読んでませんでしたけれども、出てきたというふうにするんです。だとすると、西部広域で取り上げるべきは、ごみの問題をもっと適正に処理していくために、どうこれを考えたらいいかということなんだと思うんです。単にどこから漏れたか、誰が漏らしたかという犯人捜しのような調査であってはならないと思うんですけれど…。

**○中田委員長** 石橋委員、いいですか。ちょっと言葉を挟むようで済みません。先ほど、三鴨委員の質問に対して答えましたように、その中身のことと内容についての是非論といいますか、その解明みたいな話は、必要であればそれは今後、皆さん方の共通認識というかコンセンサスのもとでですね、必要であれば扱わせていただきますけど、本日は議会運営委員会を受けて、その流出した事件のことをどうするのかということが今この議題になっております。したがって、別問題ではないと言われますが、今回の、きょうの議題の進め方は、流出事件のことの、まず扱いについてどうなのかということをお話し合った上で、必要であればすると。それから先ほど、例えば私、冒頭にも委員長の答弁として申し上げましたけども、これがですね、流出していることが不正行為の可能性があると。要するに公務員法とか、あるいは場合によっては、先ほど石橋委員はちょっと重要なことと言われたんですけど、別ルートで内容を拝見したと言われましたが、どうやってその内容を手に入れたかということになると、場合によっては当局、公務員にとっては公務員法に当たるという問題があるかどうか。触法がどうかという疑義があるという問題がありますが、これが、関係している議員がもしそれに関係しているとすれば、入手方法によっては、誤解を恐れず言いますが、教唆という問題もそこで疑義が生じることになります。従って、この問題は非常に文書管理上、大事な問題なので、この問題をまずどうするのかということをお話しして、先ほどおっしゃったような内容のことについては、またそれは違う議題として取り扱いたいというのが私のきょうの進め方だということをお知らせいたします。

**○石橋委員** はい、済みません。重ねて言いますけど。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** この問題、どう取り扱うかということに関して、要するに、どこから文書が誰が漏らしたかみたいなことではなくて、ここに書かれていることじゃなくて、要するに、内

部文書を出してまで公の場に問いたい内容について、真摯に向き合うということではなければいけないのではないですか。

○三鴨委員 石橋委員、あのちょっと。

○中田委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 ちょっとこれ、大前提を確認しておきたいのですが。これは、内部告発じゃなくて、犯罪行為があるかもしれないということで対応されているんでしょ。これ、確認したいんですが。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 この問題につきましては、先回、1月30日の全員協議会の際にも申し上げましたし、米子市議会においても繰り返し御答弁申し上げていることですので簡潔に申し上げますが、今、石橋委員は、あたかも内部告発あるいは秘密の暴露、場合によっては公益通報というような観点での御指摘がありましたが、我々はそのような事実ではないというふうに考えています。このことは繰り返し申し上げているところであります。それは何故かといいますと、例えば流出文書①につきましては、流出文書の②ですね、1月22日ということで。①ですね。2月6日の文書につきましては、これは議場でも申し上げましたが、既に当時の地元であった淀江町のほうからこの西部広域行政管理組合に、そういう不適物の混入があるという指摘が地元の自治会から出ている。きちんと対応してほしいという要請が公式にあって、そして、経過の中にもありましたけども、議会にもそれを御報告し、当時ですね、そして補正予算を組んで予算措置をして、平成2年の1月稼働で手選別のラインを追加したと、こういった事実が全部残っています。したがって、これは秘密に何か隠してたということではなくて、当時は当時として当時の実情があったわけですから、より適正な処理になるようにということで、議会でも議論を練られて対応したと、そういう事案であります。したがって秘密でも何でもありません。それから、今回問題にしておりますその流出文書の②、1月22日の文書であります。これにつきましても先ほど御説明したとおり、いずれも①も②もそうなんですけど、第2処分場の堰堤の築堤に当たる技術的な議論の場です。ここについて議論する中で、お互いの主張の正当性を言い合うという中で、かなり強い議論になったようでもありますので、「そこまで言うのであれば」、「そんなことを言うておられるんですか」というようなくだりがあったというだけであって、実際に水処理が破綻しているのは、事実無根。暴露したものでも指摘したものでもないということでもあります。それから、文書につきましては、これは御案内のとおりであります。基本的に、できるだけ公開するという原則としておりますが、いずれも打ち合わせといえましょうか協議の場面ありますので、例えばあらゆる協議の場面、意思形成に向けてさまざまな意見を交わす場面のやりとりが全て公開されるということになると、そうすると発言が極めて制約されるということになると思います。したがって今この案件についてもですね、第三者照会といいますが、この中に登場している事業者とか方々にこれを公開していいかどうかということについて御意見を聞いておまして、やはり自由闊達な議論を交わした中で、少し言葉が

過ぎたような場面もあるわけでありまして。場合によっては、例えば議会なんかでいけば議事録の訂正というようなこともあるわけでありましてけれども、そういったことも全くされてない生のものがそのまま出るということについては同意しかねる、という御意見があったために黒塗りにしているということでありまして、これは御理解いただきたいと思っております。以上です。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 まあ、そういうふうにおっしゃりますけれども、これはほぼ何もわかりません。公文書ですよ。印鑑も全部押してある。ここで語られてるのは、別に個人の方ではないんですよ。責任のある代表者です。それが公開できないというのは、やはりそれは納得できません。

○中田委員長 石橋委員、繰り返し申し上げますが、その公開文書の中身についての議論をする、今、場ではございません。まず、この公文書流出のことについての扱いについて、今、当局から、今までの経過と今後の対応というところでは警察の協力依頼といいますか相談ということに今後流れていくということについて、今、議題にしておりますので、このことについて皆さんの御意見を頂戴したいと思います。はい、幸本委員。

○幸本委員 ちょっと事実を確認したいんですが。この流出文書、これ、黒塗りになっていますけれども、先ほど副管理者伊澤さんのほうからもありましたように、全てを出すと、公開するということは事業者の関係もありますし、いろいろ問題も発生するということではなかろうかなと思うんですけれども。これをプロジェクターで映写があったということですが、そのプロジェクターでの映写の内容はどういうことだったのか。

○中田委員長 要するにその黒塗りのものだったのか、そうでないものだったのかということですね。いかがでしょう。

○三上事務局次長 委員長。

○中田委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、プロジェクターの映写があったものはどのようなものであったのかというところのお尋ねでございますけれども、私ども実はその会議に直接いたわけではございませんので、あくまでも聞いた話ということで御説明させていただきますけれども。私どもがきょうお配りをいたしました黒塗りをした資料ではなくてですね、全くそういう黒塗り部分がない、生のものが映し出されたということがございますし、もう一つ補足で説明いたしますと、参考資料の、恐れ入ります、2でございますけれども、こちらの黒塗りがしていない生のものの前半部分ですね。1ページ2ページぐらいまでは私どもも確認しておりますけれども、そのあたりと、あと実際その1ページのところの上に決裁欄がございます。環境資源課ですとか事務局ということで局長以下、煩雑に判が押してありますけれども、プロジェクター映像されたものはですね、実はこの局長までの判が整ったものではなくて、中途のものが、決裁中途のものがプロジェクターの映写がされているというところは確認しています。以上でございます。

○幸本委員 はい。

○中田委員長 幸本委員。

○幸本委員 といいますのは、決裁されてないものが、まだ決裁されるまでに流出したという可能性があるということですか。

○中田委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 そのあたりにつきましては、内部調査もさせていただきましてですね、今、委員がおっしゃいますように、決裁中にとられたコピーだろうということは限定できると思うんですけども、そのコピー自体がその平成20年のそのときにすぐ流出したのか。もしくは一定期間、コピーをとった職員が持っていて、そこからいろんな経路があると思いますけれども、流出したものだということも調査を行っておりますけれども、内部調査の中ではそのあたりにつきましてはちょっと確認することができておりません。以上でございます。

○幸本委員 わかりました。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○三鴨委員 いいですか。

○中田委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 ちょっと意思確認っていいですか、その点をちょっとお聞きしたいんですけど。今現在、警察であるとか弁護士さんであるとか、そういったところに相談をされて進めておられるということなんですけど、これだけ公文書が流出するということは危機的な状況だと思うんですよ。今後、もう警察にも相談されるということであれば、刑事事件にでもしてでも毅然とした態度で臨む覚悟はあるのか、そのあたりのところを伺っておきたいと思うんですけど。いかがですか。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今、御指摘いただいた件であります。結論から言いますと、そのとおりであります。文書がですね、不正に流出する。それが職員がかかわったのか、あるいは外部から不正にとられたものなのか、これはいまだ真実が確定できておりません。少し前の話でもありますし、いろいろ聞き取り等で調査を行ないましたけども、真実の解明に至ってないということは先ほどご報告したとおりであります。我々としても、これ以上何か手があるかという、少しもう手がないというのが正直なところであります。一方で、やはりもしそこに職員あるいは外部の者いずれか、いや両方かもしれませんが、不正行為が行われたのであれば、その真相は極力解明し、そして再発防止につなげられなければならない。このように考えています。もちろん、真相は解明できなくてもですね、不正防止、再発防止は可能な限りやっていく必要があると考えておりますが、そのためにも、これはまあ苦渋のといいましょうか、選択ではありましたが、司法当局、警察当局の力を得て、可能な限り解明できる部分があるのであれば解明し、もしそこでそれに触法事実等があるのであれば、それに対する事実の確定と適正な処分等の対応をしていく。これが必要だろうと思っております。以上です。

○三鴨委員 委員長。

○中田委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 その覚悟がもう聞きましたので、私から申し上げるのはただ一つだと思うんですけれども。そういった厳とした態度で臨まれるということですので、今現在、被告訴人不詳でも何でも、刑事告訴でもされて、しっかりと真相を解明されて、どこかで止めを打っておかないと、どんどんどんどん広がる可能性もあるし、もう内部調査の限界にきてらっしゃるようですので、その別ルートから入手された議員さんがおられるので、参考人という形で調べてもらってもいいと思いますし、しっかりと徹底的にこれは、本当に危機的な状況と思っていますので。非常にすごい感じておりますんで、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○上原委員 はい。

○中田委員長 上原委員。

○上原委員 私、初めて出させてもらいまして、いきなりかなり重たい会だなというふうには感じているんですが、一般的に公文書を公開するというのは、最近の一般的なあれですね。今回の公文書流出というのは、正式な手続きをどうも踏んでなくて、平成20年ですか、10年ぐらい前の文書が、平成30年のいわゆる産廃に絡んで資料として出てきていると。都合が悪いような文書ですね、どちらかという。中身を見ると、事実かどうかは別にしてもそこを上手に使えば、あるこっちのほうの意見といいますかね、ある一方的な意見に誘導しやすいような文書に見えるですけれども。それで、例えば平成20年のころに、こういう文書の正式な手続きを踏んだような形跡がないわけですよ。さっきから聞いていると、どうもどこから流れたかわからないというんで、いわゆるこの文書が公文書として出るというようなことはなかったという前提でどこからか出た、ということで聞いていいんですかね。

○中田委員長 要するに、以前に公開されたというか、公開されたことがあるかないかという話ですよ。

○上原委員 はい。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○中田委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 平成20年度当時におきましては、正式なルートでの申請があつて、この公文書が出たということは記録としては残っておりません。

○中田委員長 残っていない。

○三上事務局次長 いない。

○上原委員 あ、いないですか。あ、いいですか。

○中田委員長 上原委員。

○上原委員 ということになれば、いわゆる情報公開のルールにのっとって出た文書じゃないものが出ているということになれば、ルール違反といいますかね、ということなんで。どういいますかね、文書を管理しているどこかが抜けていると思わざるを得ないので、それに

ついてはしっかり対応するしかないですね。ただ、今回のその何ていいますか、2件に対して誰が流したかとか、どこでこうしたかっていうだけじゃなくて、どうもその何回もということになれば、いわゆる文書管理、過去の文書にも平成20年、10年前のやつが出ていますよね、今頃になって。そこがちょっと、20年位前のやつが上手に抜かれてるという感じがしますので、その辺の文書管理もあわせてどうするのかというのをしないと。この件だけの話をしてもちょっと、余りどうなのかなあという気がしますので。その辺もあわせてね、体制としての文書管理をどうするのかという。それから、逆に言えば、できるだけ出せる文書にしておいたほうがいいじゃないかと。いわゆる、全部見てもらってもいいですよ。特にごみ問題、非常に何か難しいようですので、みんなに見てもらっても大丈夫と。安心ですよ、というような形の議論の中で本当に、何ていいますかね、問題ありませんと。全部見てくださいというようなスタンスでやっていかないと、なかなかうまくいかないのかなという、このあれを見るとね、思いますけど。その辺も含めてやっていくことが必要なあと、ちょっと感じました。

**○中田委員長** 委員長として、ちょっと申し上げておきますけども、きょう新しく、前回の全員協議会以降にかわられて西部広域議会の議員になられてる方がいらっしゃる。それで、見てのとおりで、その文書だと先ほど副管理者のほうからありましたように、いわゆる個人情報保護だとか、あるいは言い方として、これはちょっと公開から保護しなければならない、公開できない内容というのがありますけども、実際、我々としたしましても、その内容の公開できない例えば個人情報だとかそういうところは別として、表現だとか。そういったことではなくて、内容自体の説明を受けてない方がいらっしゃいますので、その方や議員さんに対してはですね、できれば個別の機会があれば説明をしていただいて、それで西部広域議会の構成議員の土俵合わせと言ったらおかしいですけど、認識を共通認識のところまでその内容についてですね、のり弁（黒塗り）になるような内容ではなくて、内容そのものの説明の機会をぜひつくっていただいて、共通認識を図れるところまでは御協力を当局のほうにもいただきたいということを申し上げておきたいと思います。はい、続行いたします。石橋委員。

**○石橋委員** 内部告発ではない。ないという…。まあ、わからないのだけど。内部だった者がかかわっているかどうかということも、はっきりとはわからないというふうにおっしゃいましたかね、さっきの。でもまあ、内部での調査は限界だというふうにありました。でも、これが私は内容、こういう書類がどう出てきたかということを考えて、内部告発というふうには私は思ったわけですけど、この内部告発の人が、内部告発だったときにちゃんと守られるようなスタンスで調査をされたんでしょうか。そうではなくて処罰の対象になるような、あるいはそういう威圧的な調べ方をしたとしたら、それはわかっていることも言いませんわね。

**○中田委員長** ちょっと済みません、議事整理の観点から。さきほど言いましたように、本来なら正式ルートで公開されるのであれば、（黒塗りの）こういう状態になります。したがって、何が大切かということ、先ほどちょっと私も申し上げましたが、保護しなければならない

部分がその文書の中に含まれている場合にですね、その公開の仕方というのがあるからこういう形になると思うんですけども。先ほど幸本委員からの質問がありましたとおり、流出した文書が、保護されてない文書が出たということになりますと、先ほどの、要は管理されている公文書が出ていくことについて、さっき内部告発という御意見がありましたけど、その保護だとかっていう、先ほどだと公益通報の話もちらっとありましたけれども。その扱いについても同時に説明をしていただいていた方がいいですか。考え方を。今の質問に答えていただければと。伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** はい。少し難しいので、考えながらお答えしますが。繰り返し申し上げますが、この議事録の内容について、それからこのことにかかわって、あたかも不正があったのではないかという御指摘をしておられる方々がいらっしゃいますが、先ほど申し上げたとおりであります。当時から、ある意味議論をされて対応されてきたもの、あるいは今回お示ししている資料でも明らかなおと、いろんなやりとりの中で議論されていることであります。その中にですね、いわゆる法に触れるといいましようか、そういった内容があるものではないと我々は考えておりますし、そうだと思っております。県の勧告の話も、これも全員協議会でも申し上げましたが、仮に廃掃法に違反するような事実が確定されたのであれば、県の今回のような対応ではないはずであります。法に基づく是正措置等の命令があるはずであります。が、そうではなくて、過去にそういった当時の時代背景もあってですね、不適物の混入が全く否定できないという状況も認められたので、これから先、より一層きちんとして法律を守って適正にやって下さい、ということの行政指導があった。そういう趣旨だというふうに県も説明しております。何が言いたいかというと、我々はこの調査において、「文書が不正に流れた」と。このことは大きな問題だろうと思っております。文書管理の問題、そしてあってはならんことですが、これ以外のものが漏れている可能性も否定できないといったことからしてですね、これをしっかり事実関係を確定したいという思いで調査をしましたが、少なくとも今回漏れた件の議事録の内容について、それが、いわゆる内部告発に相当するものではないという認識のもとで調査を行っております。ただ、文書の管理に問題あったのではないかということについては、これは大きな問題意識を持っておりますので、そのことについて何らかの記憶なりかわりがあった職員があったのか、なかったかということは、これは大前提として調査をせざるを得ませんので、そのことを前提として関係職員に対しての聞き取りを行ったというのが我々の立場でございます。以上です。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 内部告発に値するものではないというふうに言われましたか、先ほど。

**○伊澤副管理者** 我々としてはそのような認識です。

**○石橋委員** その認識というのは、要するに行政指導があっただけで、法に基づく是正というようなことにはなっていない内容だからということですか。

**○中田委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** これも重ねて議場で申し上げおりますので、簡潔に申し上げますが。当時から、地元、当時の淀江町であります。公文書で西部広域行政管理組合にそういった問題

があるので是正してほしいという指摘があり、そして、それに対して広域行政管理組合として補正予算まで組んで対応した事案があります。そして、その一連の対応について議論をしていただいたと、こう思っております。それが何か不正があるという、その過程にですね。というふうには思っていないということでもあります。以上です。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 それであるとする、だから本当に出せない事実があるような、こういう黒塗りの文書を出されるのではなくて、こういう資料を出してまでごみ処理について不安を持っている住民に対して、もっとちゃんとした説明がされるべきではないのでしょうか。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 これも先ほど中田委員長さんのほうからも御発言がありましたけど、その問題と公文書管理の制度の問題とを一緒に議論されるとですね、我々答えようがありません。公文書管理の仕組みというのは、公開を原則としつつ、個人情報とかあるいは意思形成過程における自由な議論を妨げないといったような、さまざまな要請のバランスをとりながら捉えているものであります。それを無視してですね、全てを公開しないから不適切だと、こういうふうに言われると、「それはそれで違うんじゃないですか」というふうに私は思います。これは私の考えです。以上です。

○中田委員長 委員長としても繰り返し申し上げますが、今は、文書の流出にかかわる部分として、この文書の扱いのことについての話ですので、その内容がどうかという話ではございませんので。それで、本来これは米子市議会の議会運営とか会議規則に準じて運営されておりますので、本来ならばですね、委員長が発言したいときは副委員長と交代して、ということになります。そこを交代したという前提で発言させていただきたいと思うんですけども。繰り返し流出が起きたという文書管理上の問題なんですけど、先ほど来、出ているように、本来公開するのであれば、個人情報等を保護して公開されるべきものが、もし保護されずに出回ったということであれば、これはごみ問題にかかわらず、きょう、この特別員会でこの問題を扱ってはおりますが、文書管理のあり方については、場合によっては本当に第三者といいますか善意の第三者、あるいは市民や圏域住民に非常に迷惑がかかるような個人情報や、不利益を生ずるような情報が流出する可能性があるということと同等だと私は思うんです。したがって、先ほども出てたように、決裁の途中の文書が流出した可能性もあるということで、これについては、ここで文書管理されていたどういうものだったのか、あるいは外に出ておったのかわかりませんが、これは、途中の文書の扱いも含めて文書管理のあり方について、あるいは職員の文書管理に対するきちっとした考え方といいますか、意識の持ち方等も含めてですね、これは徹底していただきたい。ということは私の意見として申し上げておきたいと思っております。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○中田委員長 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 今、委員長のほうからお話がありました公文書の適正管理。今後の適正管理についての取り組みでございますけども、組合のほうでも問題意識を持っておりまして、この件を受けまして、まず公文書の管理ですとか取り扱い方法。これは職員レベルのものも含めましてです。それからあと文書取り扱い管理者というのが、各所属長、各職場課長ですけども。が、おりますけども、その役割の再認識。それからあと、今回みたいに公文書の不適切な取り扱いを行った場合は、当然ながら懲戒処分の対象になってくるということでございますので、今の3点につきまして、文書の適正管理についてということで改めましてそういうまとめたものをつくりまして、職員のほうに周知をしまして、現在徹底を図っているというところでございます。また合わせまして、公文書の文書ファイルの管理でございますけども、これにつきましても、鍵付きロッカーもしくは鍵がかかる部屋に保存するというを基本といたしまして、24時間そういう形で管理をするということを行うとともに、閲覧する場合は文書管理簿に記載をして、取扱責任者に確認をとった上で閲覧をするというような方向で管理ができますように、これから取り組みを進めていくというふうに考えております。以上でございます。

**○中田委員長** ほかにございませんか。はい、石橋委員。

**○石橋委員** あのー、こだわりますけれど、こちらの黒塗りのほうの文書には、全員協議会的时候にも質問しましたけれども、この中で、環境プラントの社長が「何度も野焼きを行った」とか、あるいは「掘り返されたら大変だ」と。「医療廃棄物なんかも埋まっている」と。そういう発言が書かれています。そういうことに対して、やっぱり住民が不安になるというのは当たり前なこととして、内部告発をされたのだと私は考えておりますけど。ただ、それはやはり公益の、公に住民の利益に反することだということで内部告発されたのではないかというふうに考えております。そういう内部告発者がいた場合に、まあ警察も入ってくるというようなことであれば、その内部告発者に対する、それは圧力をかけるということになると思います。本当に内部告発者があった場合に、それはまだ完全に否定できないと思いますが、それが守られるのか。守る姿勢で調査がされるのか、ということがとても大事だと思います。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○中田委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 2点申し上げたいと思います。先ず1点は、今、石橋委員は、「野焼きをした」という記述があるというふうにおっしゃいましたが、私は原本を読みましたが、そういう記述はございません。まず、それを1点申し上げておきたいと思います。それから2点目は、繰り返しになりますが、この問題については平成元年当時、正確には昭和64年の1月の6日だったかな。に、稼働しておりますが、それで数日後に平成の世になっているわけでありまして。その平成元年当時のゴミの収集の実情等があつて、不適物の混入が認められるということを地元の関係者からご指摘があり、したがって、もうその時点で事実が明らかになっているんです。そして、それを受けた淀江町が、公文書で西部広域行政管理組合に改善を要望されたと、こういう事実があります。したがって、秘密でも何でもありません。

何か委員は、今日までそれが隠された事実で、この公文書で暴露されたかのように御指摘されますが、そういうことではないということを繰り返し申し上げてます。そのことをぜひ御理解いただきたい。したがって、これが新しい秘密の暴露で、不正事実を暴くようなものではないということを前提に我々は対応している、ということを重ねて申し上げておきます。以上です。

○石橋委員 確認ですけど。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 いいですか。

○中田委員長 確認ですね。

○石橋委員 はい、確認です。この資料2のほうの文書です。黒塗りになっている。そして、オーバーヘッドですか、投影された文書っていうのは、それは確かに組合の会議録として存在するものですよ。偽造されたものとかというふうに考えられたんですか。

(「それはわかりません。」と声あり)

○中田委員長 はい、伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今の御質問に正確に答えると、わかりません。ただ、先ほど三上次長もお答えしましたが、投影そのものを我々その場で現認しておりませんので、その投影されたものがどういうものだったのかということとはわかりませんが、その後一部、部分的にそういったものが文書で出回っておりましてですね、関係者の中に。それを見る限り、決裁途中、つまり決裁印が全てそろっていない途中段階のものが流出しているのだと思われます。ただ、それと投影されたものが同じものかどうかも含めて、我々にはわかりません。わかることはありません。以上です。

○石橋委員 はい、済みません。

○幸本委員 はい。

○中田委員長 幸本委員。

○幸本委員 大体にお話を聞いて、説明を聞いて理解できたところですけども。問題は2点あると思うんですけども。この不正行為による文書の流出ということ、三鴨委員さんのほうからも発言がありましたけど、私も同感です。やはりこれは司法にも介入していただいて、正すことは正していただくという、副管理者のほうからも力強い発言がありましたし、それからもう1点は文書管理。この文書のあり方ですね。これは適正に管理をするということでございますので、大体この辺でお話が、めどがついたかなと感じたわけです。

○三鴨委員 はい。

○中田委員長 上原委員。

○上原委員 文書管理、非常に実は難しい大変な作業だと思います。鍵をしてロッカーに入れてる。非常にねえ、いろんなやり方があると思いますが。実際にはパソコンで打ってる作業ですので、データが、コピーするとかいろんな形で、いわゆる絶対に出ないような方法というのは多分ないんだろうと思います。だから難しいんで。しかも、非常に過去のことですよ。やっぱり一番大事なのは職員に対して、こういう公文書を外に出すということは非

常に問題がありますよと。多分、そこまで考えていない人が出すのかなあという気がしますし、非常に過去のことなので。だから、どんな文章でもとりようによってはいろんな扱いができるので、公文書を外に出すということについては、必ずまあ公文書の情報公開があれば出すのでしょくけども。例えば誰かが言ってきたら、上司にちゃんと聞いて出すとか。基本的には出さないということなんでしょうが、意識じゃないかなと思いますので、その辺の意識もあわせてしないと、いわゆる法律上とか仕組みでやられるというのは、ちょっと大変だと思いますので。その辺もあわせてされたほうがいいのかなあということで。これはあれですよ。この組合の話だけです。米子市の全体の話じゃないですよ。

○中田委員長 組合の話です。

○上原委員 はい、わかりました。

○山本副委員長 済みません、一つ聞いてもいいですか。

○中田委員長 はい、山本副委員長。

○山本副委員長 この会議録、先ほど説明を聞いたのは、打ち合わせの段階での会議録っていうふうに聞いたと思ったんですけど、これ必ず全文筆記をされて会議録を残されるんですか。要点で会議録を残されるということはないんですか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 これは、必ず全文筆記のものを残すというルールがあるわけではないというふうに承知しております。当時、かなり激しい議論があった。先ほど申しあげましたように技術的な議論があったようでありまして、その議論のやりとりがあったので、恐らくですけども、当時の担当者が、後で言った、言わなくていいようにするために、かなり詳しい協議録を残したんじゃないかなと思われまして。が、通常はですね、例えば議会とかそういう会議でもない限りは、いわゆる逐語筆記の、一言一句ほぼテープ起こしをしたようなものを残すということのほうが少ないというふうに思っています。要は要点筆記といいましょうか。それで目的は十分達成出来ますので、普通はそうするんだろと思っておりますが、これは見る限りはテープをそのまま起こしたか、それに近いような形でつくられたものだと思います。以上です。

○山本副委員長 打ち合わせ段階のこの記録をもっていろいろお話をされると、その言葉っていうか、その一行一行が独り歩きをしていくというのは、これにかかわらず、いろいろな場面でよくあることなんで、それについては注意をしていかななくてはいけないと思いますし、先ほどありましたような刑事告発とか、こういう文書については、先ほど幸本委員がおっしゃったような対応をされるということが適切だというふうに私も思います。

○中田委員長 ほかに、この件、この扱いについてございませんか。私からも再度申し上げますけれども、要するに公務員としてですね、要するにこの不正流出、不正な入手といいますか、不正な行為によつての流出、非常にゆゆしき問題だと思っておりますので、そこら辺はですね、確かに仕事の面で決裁途中の文書をいろいろ確認したりとかいろんな作業の中で、文書の扱って逆にあまり原則的にきつく固くやり過ぎると、仕事が非常にしにくくなる部分があったりしますので、そこら辺は先ほど来、委員さんから御意見がもつたようにです

ね、やっぱり公務員としての法を遵守するという意識のもとで、住民の情報保護を含めて、そういった意識のもとでいかに仕事をするかという問題だと思いますんで、そこを徹底していただくということで、この案件、特にございませんようでしたら質問もこのぐらいにいたしまして、この件終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

~~~~~

4 閉 会

○中田委員長 それでは、いろいろ質問いただきまして、御意見もいただき、ありがとうございます。これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

〔午後3時7分 閉会〕

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長 中田 利幸